

アプリ開発のための庁内体制構築業務  
企画提案実施要領

令和5年7月

山梨県

## 目次

1 趣旨	-----	1
2 企画提案の概要	-----	1
3 企画提案参加資格	-----	2
4 実施要領等の交付	-----	2
5 企画提案参加資格の確認	-----	2
6 企画提案参加資格確認結果の通知	-----	3
7 質問及び回答	-----	3
8 企画提案書の作成及び提出	-----	4
9 審査	-----	4
10 契約	-----	4
11 企画提案の無効	-----	5
12 その他	-----	5

### (実施要領添付書類)

- 【別紙】 アプリ開発のための庁内体制構築業務 企画提案書審査基準
- 【様式第1号】 企画提案参加資格確認申請書
- 【様式第2号】 会社概要等整理表
- 【様式第3号】 誓約書
- 【様式第4号】 令和2年度以降の同種又は類似業務の実績
- 【様式第5号】 質問票
- 【様式第6号】 企画提案提出票
- 【様式第7号】 企画提案不参加表明書
- 【様式第8号】 業務実施体制証明書
- 【様式第9号】 企画提案評価項目記載点検表
- 【様式第10号】 参考見積書

## 1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大への対応業務において、外部委託によるシステム構築に多くの時間を要したことや、急激な感染拡大にシステムが対応できない事例があったことから、多くの職員を動員して対応することとなり、全庁の業務に多大な影響を与えた。

このことから、プログラムに関する専門知識を有していない職員であっても、ローコードによるシステム構築や改修を迅速に行える環境を整備することで、ウィズコロナ時代における感染症流行等への対応力の強化を図る必要がある。

本調達には、環境整備に必要な運用設計・ガイドラインの作成、研修（ハンズオンセミナー）、アプリ作成支援（伴走支援）等を実施するものであり、これには高度・専門的な知識や経験、企画力が求められることに加え、その構築方法も事業者によってさまざまであるため、公募型プロポーザル方式にて実施し、企画提案を求めるものである。

## 2 企画提案の概要

### (1) 業務名

アプリ開発のための庁内体制構築業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

別添「アプリ開発のための庁内体制構築業務仕様書」による。

### (3) 予算上限額

本業務に係る経費としての想定額 63,504,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 3 企画提案参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から審査結果の通知日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

### (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

キ 法人税、法人事業税、消費税、都道府県税等国及び地方公共団体の税を滞納している者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 令和5年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加することができる者に必要な資格等（令和5年山梨県告示第93号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

※物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加することができる者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） (055) 223-1395

(4) 令和2年度以降に、国、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）のいずれかと、同種もしくは類似したガイドライン作成等業務または研修業務を受託した実績を有する者であること。

#### 4 実施要領等の交付

(1) 企画提案実施要領等の交付期間

公告日から令和5年8月10日（木）まで

ただし、上記期間の「山梨県の休日」を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階

山梨県総務部情報政策課

電話番号（直通）：(055) 223-1416

(3) 事前連絡

企画提案実施要領等の交付を希望する者は、事前に（2）の場所へ連絡すること。

なお、交付場所での交付を受けることが困難な場合は、電子メールでの交付を行うため、別途申し出ること。

(4) 企画提案実施要領の取り扱い

企画提案実施要領等は本企画提案のみに使用し、その他の事項には使用しないこと。

なお、企画提案実施要領等の返却は不要とする。

#### 5 企画提案参加資格の確認

(1) 企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書には次を添付して提出すること。

ア 令和5年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加することができる者に必要な資格等（令和5年山梨県告示第93号）の一に定める競争入札に参加すること

ができる者であることを証した書類の写し

※平成28年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等の二により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点ですみやかに提出すること。ただし、7(3)に記す企画提案書の提出期限までに資格が得られない場合には、本企画提案の参加資格がないものとする。

イ 会社概要等整理票（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 令和2年度以降の同種又は類似業務の実績（様式第4号）

オ 会社概要などを確認可能なパンフレット等

- (3) 申請書は、令和5年7月25日（火）から令和5年8月18日（金）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、以下の場所に提出すること。なお、申請書の提出にあたっては、事前に電話連絡すること。

提出場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階

山梨県総務部情報政策課 企画電子自治体担当

電話番号（直通） （055）223-1416

FAX番号 （055）223-1421

- (4) 申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

#### 6 企画提案参加資格確認結果の通知

(1) 企画提案参加資格確認の結果は書面にて令和5年8月23日（水）までに通知する。

(2) 企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年8月30日（水）正午までに知事宛の書面（様式自由）を5(3)の場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。なお、郵送にあたっては、事前に電話連絡すること。

理由は令和5年9月8日（金）までに、書面にて回答する。

#### 7 質問及び回答

(1) 本企画提案実施要領、仕様書等に対して質問がある場合には、質問票（様式第5号）に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

宛先：山梨県総務部情報政策課企画・電子自治体担当

E-Mail：jouho@pref.yamanashi.lg.jp

件名：アプリ開発のための庁内体制構築業務に関する質問

(2) 質問の受付期間は、令和5年7月25日（火）から令和5年8月15日（火）午後5時ま

でとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。

- (3) 質問に対する回答は、申請書の提出のあった全ての者に対して、電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。

なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和5年8月17日（木）とする。

## 8 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書は、「アプリ開発のための庁内体制構築業務仕様書（以下「仕様書」という）を熟読のうえ、「アプリ開発のための庁内体制構築業務企画提案書作成要領」に基づき、書面で作成すること。
- (2) 企画提案書はできる限り別紙「アプリ開発のための庁内体制構築業務 企画提案書審査基準」の項目に沿って記載すること。また、工夫や利用者にとって有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。文章を補完するための図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。
- (3) 提出された企画提案書は、審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること、また判読しやすいよう文字の大きさであること等に留意して作成すること。
- (4) 企画提案書は、令和5年7月25日（火）から令和5年9月4日（月）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（9月4日（月）においては正午まで）に、様式第6号を付し、正本1部と副本8部を5（3）の場所に持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合には、必ず事前に電話連絡すること。持参又は郵送いずれの場合も、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

## 9 審査

選定は、アプリ開発のための庁内体制構築業務に係る企画提案審査会によって、次のとおり審査する。

### (1) 選定方法

#### ア 一次審査

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、書面審査により上位4者を選定する。

※企画提案者が4者以下であった場合は、一次審査は実施しないものとする。

#### イ 二次審査

一時審査で選定された企画提案者から、1者あたり10分以内でプレゼンテーションを行い、その後選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

### (2) 審査項目

別紙「アプリ開発のための庁内体制構築業務 企画提案書審査基準」による。

### (3) 選定方法

二次審査により採点結果の合計が最も高い者を本業務の契約候補者として選定する。

※得点が同一の場合は、企画提案審査会において協議の上契約候補者を選定する。なお、審査項目ごとの採点結果の合計が最も高くても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

### (4) 二次審査日時・場所

実施日：令和5年9月22日（金）〔予定〕

場 所：山梨県庁北別館4階マルチメディアルーム

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

※詳細は、一次審査で選定された企画提案者に別途連絡する。

#### (5) 選定結果

審査の結果は一次・二次とも審査を受けた企画提案者全員に対して、一時審査については9月8日（金）頃、二次審査については9月25日（月）頃に書面により通知する。

### 10 契約

- (1) 審査の結果、評価が最も高い提案者となった優先交渉権者を委託契約候補者として詳細について協議の上、見積書徴収後、予定価格の範囲内である場合、随意契約により契約を締結する。
- (2) (1)の優先交渉権者との協議が整わず契約締結が見込めないとき、又は優先交渉者が契約締結までの間に5の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。
- (3) 山梨県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合、契約手続の中断、停止等を行う場合がある。

### 11 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者
- (2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者

### 12 その他

- (1) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (2) 申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、企画提案不参加表明書（様式第7号）を企画提案書の提出期限までに5(3)の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 企画提案実施要領、仕様書等、本県が交付する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書（別紙を含む）については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (7) 契約締結後、企画提案書に記した予定担当者等を変更する場合は、変更前の担当者と同程度の資格、業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して事前に本県に届け出て、本県の承認を得ること。

### 1 3 苦情の申し立て

調達にあたり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連号との間の協定その他の国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから起算して10日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。